

登別市最低制限価格設定基準（令和３年３月３１日市長決裁）新旧対照表

改正前	改正後
（工事に係る業務委託の最低制限価格の算定方法等） 第５条 工事に係る測量、地質調査その他の調査及び設計の最低制限価格は、次に掲げる業務委託の種類に応じて算出して得た額（端数処理後の額）とする（一の契約の中に二以上の業務委託が含まれる場合は、業務委託の種類ごとに算出した額の合計額（端数処理後の額）とする。）。ただし、その額が入札書比較価格の<u>１０分の８</u>を超える場合にあっては、入札書比較価格に<u>１０分の８</u>を乗じて得た額（端数処理後の額）とし、入札書比較価格の１０分の６に満たない場合にあっては、入札書比較価格に１０分の６を乗じて得た額（端数処理後の額）とする。この場合において、測量にあっては「<u>１０分の８</u>」とあるのは「１０分の８．２」と、地質調査にあっては「<u>１０分の８</u>」とあるのは「１０分の８．５」と、「１０分の６」とあるのは「３分の２」と読み替えて得た額とする。 （１）測量 ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額に<u>１０分の４．８</u>を乗じて得た額 （２）地質調査 ア 直接人件費の額 イ 間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額 ウ 解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額 エ 諸経費の額に<u>１０分の４．８</u>を乗じて得た額 （３）補償調査 ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額	（工事に係る業務委託の最低制限価格の算定方法等） 第５条 工事に係る測量、地質調査その他の調査及び設計の最低制限価格は、次に掲げる業務委託の種類に応じて算出して得た額（端数処理後の額）とする（一の契約の中に二以上の業務委託が含まれる場合は、業務委託の種類ごとに算出した額の合計額（端数処理後の額）とする。）。ただし、その額が入札書比較価格の<u>１０分の８．１</u>を超える場合にあっては、入札書比較価格に<u>１０分の８．１</u>を乗じて得た額（端数処理後の額）とし、入札書比較価格の１０分の６に満たない場合にあっては、入札書比較価格に１０分の６を乗じて得た額（端数処理後の額）とする。この場合において、測量にあっては「<u>１０分の８．１</u>」とあるのは「１０分の８．２」と、地質調査にあっては「<u>１０分の８．１</u>」とあるのは「１０分の８．５」と、「１０分の６」とあるのは「３分の２」と読み替えて得た額とする。 （１）測量 ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額に<u>１０分の５</u>を乗じて得た額 （２）地質調査 ア 直接人件費の額 イ 間接調査費の額に１０分の９を乗じて得た額 ウ 解析等調査業務費の額に１０分の８を乗じて得た額 エ 諸経費の額に<u>１０分の５</u>を乗じて得た額 （３）補償調査 ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に<u>10分の4.5</u>を乗じて得た額 (4) 設計(建築) ア 直接人件費の額 イ 特別経費の額 ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 (5) 設計(土木) ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に<u>10分の4.8</u>を乗じて得た額 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額から<u>10分の8</u>を乗じて得た額(端数処理後の額)までの範囲内で最低制限価格の額を定めることができる。この場合において、測量にあつては「<u>10分の8</u>」とあるのは「10分の8.2」と、地質調査にあつては「10分の6」とあるのは「3分の2」と、「<u>10分の8</u>」とあるのは「10分の8.5」と読み替えて得た額とする。	ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額 (4) 設計(建築) ア 直接人件費の額 イ 特別経費の額 ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額 エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額 (5) 設計(土木) ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費等の額に<u>10分の5</u>を乗じて得た額 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額から<u>10分の8.1</u>を乗じて得た額(端数処理後の額)までの範囲内で最低制限価格の額を定めることができる。この場合において、測量にあつては「<u>10分の8.1</u>」とあるのは「10分の8.2」と、地質調査にあつては「10分の6」とあるのは「3分の2」と、「<u>10分の8.1</u>」とあるのは「10分の8.5」と読み替えて得た額とする。
---	---

備考 改正部分は、下線が引かれた部分である。